



福県医発第 2879 号 (地上井医会)
平成 30 年 2 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

香春町子ども医療費支給制度の改正について

標記の件につきまして、香春町長より同町において、より一層の子育て支援を図るため、標記制度を下記のとおり改正する旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、同町役場福祉課子育て支援係 (0947-32-8415) までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

・改正内容

	平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から
対象者	通院・入院ともに <u>小学 6 年生まで</u> ※就学後の重度障害者医療及びひとり親 家庭等医療支給対象者を除く	通院・入院ともに <u>中学 3 年生まで</u>
一部負担金	就学前：なし 就学後： <u>通院 1,200 円／月（上限）</u> <u>入院 500 円／日（月 7 日上限）</u> ※保険適用外の費用は、助成の対象外	就学前：なし <u>就学後：なし</u>

・医療証について

受給者全員に対し、新たに「子ども医療証（交付日：平成 30 年 4 月 1 日）」が交付されます。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

29香福字第2256号
平成30年2月13日

福岡県医師会長 殿

香春町長 加治 忠一
(福祉課 子育て支援係)

香春町子ども医療費支給制度の改正について（通知）

平素より、標記制度の円滑な実施について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本町では、より一層の子育て支援を図るため、標記制度の改正を下記のとおり行うこととしております。
つきましては、本制度の円滑な実施にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。なお、田川医師会へは、別途通知しております。

記

1. 改正日：平成30年4月1日
2. 改正内容

	現行	改正後
⑩ 制度名	子ども医療費支給制度	子ども医療費支給制度
⑪ 対象者	通院・入院ともに <u>小学6年生まで</u> ※就学後の重度障害者医療及びひとり親家庭等医療支給対象者を除く	通院・入院ともに <u>中学3年生まで</u>
⑫ 自己負担	就学前：なし <u>就学後：通院 1,200 円／月（上限）</u> <u>入院 500 円／日（月 7 日上限）</u> ※保険適用外の費用は、助成の対象外です。	就学前：なし <u>就学後：なし</u> ※保険適用外の費用は、助成の対象外です。

3. 医療証について

受給者全員に対し新たに「子ども医療証（交付日：平成30年4月1日）」を交付しますので、4月以降は新しい医療証の確認をお願いいたします。

〒822-1492

香春町大字高野 994 番地

香春町役場 福祉課 子育て支援係

TEL：0947-32-8415

(公印省略)

29 香福字第 2256 号

平成30年2月13日

各医療機関 殿

香春町長 加治 忠一
(福祉課 子育て支援係)

香春町子ども医療費支給制度の改正について (通知)

平素より、標記制度の円滑な実施について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、より一層の子育て支援を図るため、標記制度の改正を下記のとおり行うこととしております。

つきましては、本制度の円滑な実施にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 改正日：平成30年4月1日

2. 改正内容

	現行	改正後
① 制度名	子ども医療費支給制度	子ども医療費支給制度
② 対象者	通院・入院ともに <u>小学6年生まで</u> ※就学後の重度障害者医療及びひとり親家庭等医療支給対象者を除く	通院・入院ともに <u>中学3年生まで</u>
③ 自己負担	就学前：なし <u>就学後：通院 1,200 円／月（上限）</u> <u>入院 500 円／日（月 7 日上限）</u> ※保険適用外の費用は、助成の対象外です。	就学前：なし <u>就学後：なし</u> ※保険適用外の費用は、助成の対象外です。

3. 医療証について

受給者全員に対し新たに「子ども医療証（交付日：平成30年4月1日）」を交付しますので、4月以降は新しい医療証の確認をお願いします。

〒822-1492

香春町大字高野 994 番地

香春町役場 福祉課 子育て支援係

TEL：0947-32-8415

○香春町子ども医療費の支給に関する条例

平成28年6月22日

条例第12号

香春町乳幼児医療費の支給に関する条例(平成23年香春町条例第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 香春町の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。

(2) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(3) 児童 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、香春町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年香春町条例第19号)及び香春町重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年香春町条例第39号)の規定により医療費の支給を受けることができる者を除く。

(4) 保護者 医療保険各法の被保険者であつて、香春町の区域内に住所を有する親権を行う者をいう。

(5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(対象者)

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。

(1) 香春町の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象者から除くものとする。

第2条第3号に掲げる児童の生計を維持するものの前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年度の所得とする。以下同じ。)が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「施行令」という。)第1条に規定する額以上であるときの当該子どもの保護者。

3 前項第2号に規定する所得は、施行令第2条及び第3条の規定により算出した額とする。
(医療費の支給)

第4条 町長は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」と総称する。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額

がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、当該子どもの保護者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を子ども医療費として支給する。ただし、[第2条第3号](#)に掲げる児童にあつては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに[次の各号](#)に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)

(2) [前号](#)に規定するもの以外の場合 1月につき1,200円(ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額とする。)

2 [前項](#)の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に対し申請をし、子ども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

(子ども医療証の交付)

第6条 町長は、子どもの保護者であつて、かつ[前条](#)の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額と[この条例](#)による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(医療証の提出)

第7条 子どもが保険医療機関等において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 [前項](#)の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があつたものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が[第1項](#)の方法によりがたいと認めたときは、[第1項](#)の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもの疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(規則への委任)

第13条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の香春町子ども医療費の認定を行い、及び受給資格者に対して医療証を交付することができる。

附 則(平成29年12月14日条例第16号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の香春町子ども医療費の認定を行い、及び受給資格者に対して医療証を交付することができる。